名古屋港管理組合議会
2024 年 11 月議会　一般質問

みつなか美由紀議員

1, 指定管理者決定の経緯と状況について

【みつなか美由紀議員】

昨年度の3月議会で、条例の改正ということで議案が出され質問をさせていただきました。指定管理者の選定では、「すでに想定している業者があるのか。どういう形で委託業者を募集して選定していくのか」との質問に対し、「令和6年度に設置を予定している外部有識者で組織する選定委員会において、優先交渉権者を決定し、令和6年 11 月議会での議決を経て指定していきたいと考えております。名古屋港関係者との信頼関係を蓄積した十分な実績のある名古屋港埠頭㈱が指定管理者として有力な候補者になるものと考えております。」との答弁でした。つまり、前提として、公募ではなく一社択一で進められてきたということであります。

今回は、指定管理者の決定ということですが、昨年 3 月以降の経緯と状況について、より具体的にお聞きしたいと思います。4 点質問します。

1点目、昨年3月に条例改正がされた後、今回の議案が出された「名古屋港埠頭㈱」を選定するまでの経過について、ご説明ください。

2点目、名古屋港管理組合として何を重視して選定されたのかお答えください。

3点目、公募はせず名古屋港埠頭㈱を前提に進められたということでは、一社独占となり、他の業者との比較もなく判断したということになりますが、名古屋港埠頭㈱をどのように評価したのかお答えください。

4点目、指定管理者制度を導入するにあたっての対応について。メリットとしては、昨年の3月議会で、「柔軟で機動的な対応ができること、利用者ニーズの迅速な対応が可能になること」などをお答えいただきました。一方で、管理組合は実務から離れてしまうということになると、十分なチェック機能が果たせるのか、利用者の声や要望を直接聞けないことで指定管理者との情報とのずれが生じることはないか、など危惧されるところです。管理組合として、それらについてどう対応されるのかお答えください。

【港営部長】

指定管理者の候補者を選定するため、本年 6 月に外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を設置いたしました。その後、本年 9 月に同委員会において、名古屋港埠頭株式会社が提出した指定管理者指定申請書の審査を行い、同社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

指定管理者の選定するうえで、審査の基準を条例で定めております。本組合といたしましては、利用者に対するサービス向上となる視点において、その条例の中で「業務計画の内容が施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであること」という点を重視いたしました。

選定委員会においては、指定管理者の候補者の名古屋港埠頭株式会社がこれまでの外貿コンテナ埠頭、フェリー埠頭等の管理運営の十分な経験を通じて港湾の特殊性・専門性に対する十分な知見を有しており、また、名古屋港関係者との信頼関係を構築していることや、外郭団体として、本組合の政策の推進、行政目的の完遂を補完する組織であり、本組合との協働による相乗効果を期待できるところが評価されました。

指定管理施設である在来埠頭関連施設においては、これまで本組合が利用者調整や、使用許可を行ってまいりましたが、今後は指定管理者を通じて利用者と関わっていくことになります。

制度導入後は、指定管理者による民の柔軟かつ機動的な対応力が発揮されることが期待できる中で、本組合といたしましては、施設の利用状況などの定期的なモニタリングや日常的に情報交換などを行うことで、指定管理者へのチェック機能を果たすとともに、利用者ニーズの把握に努めていきたいと考えております。

【みつなか美由紀議員】

管理組合が、利用者の声や要望などを直接把握できなくなることや、公正性が保たれるかというところでは、やはり危惧されるところです。管理組合としてのチェック機能が形骸化してしまわないか、また議会の関与も弱まるのではないかとの不安も払しょくされません。この機会に、改めて管理組合と指定管理者の役割分担を見直し、港湾運営に適切な緊張感をもって、任務にあたるよう要望します。

2, 日米共同統合実動演習に伴う自衛隊の名古屋港の利用について

【みつなか美由紀議員】

10 月 23 日から 11 月 1 日まで、これまでで最大規模の日米共同統合実動演習」が、全国 23 都道府県で実施されました。その一環として、名古屋港を利用して部隊及び装備品の輸送が行わ

れました。輸送対象は、自衛隊地対艦ミサイル部隊、衛生部隊、空挺部隊及び航空自衛隊の高射部隊など、278 人と車両 104 両であると発表されました。商業港である名古屋港を軍事演習に利用することはあってはならないと考えます。

日本共産党の名古屋市議団、愛知県議団は平和団体とともに、軍事演習のための利用はきっぱり断るべきとの申し入れを行いました。その場で、名古屋港管理組合からは「軍事演習ではなく輸送業務なので自衛隊の利用を認めた」との説明がありました。防衛省の文書では、名古屋港の利用については、「訓練」との言葉はなく「輸送」になっていました。この点について改めて明確にさせていただきたいので、いくつか質問をいたします。

1 点目、今回の日米共同統合実動演習に伴う自衛隊による名古屋港の利用について、防衛省からどのような要請があり、名古屋港管理組合としてどのように対応をしたのかその経緯を明らかにしてください。

2 点目、名古屋港管理組合の認識として、自衛隊の名古屋港の利用についての基本的な考え方をお答ください。

3 点目、名古屋港を利用した部隊及び装備品以外の、戦車や火砲などの輸送は、通常の輸送とは明らかに異なる危険なものであり、基本的には認めないと考えておられるのか、見解をお答ください。

4 点目、利用された船舶について、PFI 船舶として使われる 2 隻は民間フェリーであります。民間船舶が軍事目的の貨物の輸送を担うことは、相手の国から見れば、民間船舶はどれも軍事目的で使用されているとみなされる可能性があるのではないかと危惧します。政府は、有事に備え、8 つの空港と 20 の港湾を「特定利用空港・港湾」に指定し、自衛隊や海上保安庁などが訓練などで円滑に使えるように整備・拡充していますが、名古屋港は「特定利用港湾」には指定されていません。指定の有無により自衛隊の港湾利用に違いがあるのかお答えください。

以上で、第 1 回目の質問を終わります。

【港営部長】

本年 10 月に本港で行われた自衛隊の車両及び隊員の輸送については、8 月 6 日に防衛省東海防衛支局から本組合に対し、民間船舶による輸送について打診があり、9 月 26 日に同支局から説明を受けました。今回の自衛隊による本港の利用については、民間船舶による本港から鹿児島港への自衛隊の車両及び隊員の輸送であることを確認しております。

基本的な考え方については、港湾法第 13 条 2 項において、港湾管理者は「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取り扱いをしてはならない」と規定されており、一般船舶の利用に支障がない限り、通常の船舶と同様に扱っております。自衛隊による戦車や火

砲等の貨物輸送については関係法令に則り、安全に配慮して行われているものと認識しており、先の答弁のとおりの取り扱いとしております。

特定利用港湾は、自衛隊や海上保安庁が平素から港湾を円滑に利用できるよう、政府が必要な整備等を図るものとされています。本港は特定利用港湾に指定されておりませんが、自衛隊の港湾利用については、港湾法に基づき、先の答弁のとおり、適切に対応してまいります。

【みつなか美由紀議員】

申し入れの際、管理組合からは「軍事演習ではなく輸送業務なので自衛隊の利用を認めた」との説明がありました。その場でも改めて、防衛省からの説明に「演習」ではなく「輸送」となっていることも確認しました。輸送だから許可した、ということは演習目的なら許可しなかったととらえられるのではないでしょうか。また、訓練や演習目的の利用も許可することになると、危険な貨物輸送にも使用させられる可能性は大いにあると思います。

今回の輸送は、演習の一環であり、名古屋港としては、訓練や演習目的での利用を拒否するべきであったと考えますが、自衛隊の演習目的での利用についてどう考えるか、明確な答弁を求めます。

【港営部長】

そもそも本港は海上輸送を支える重要な社会基盤であり、本港の利用については、本組合は港湾法に基づき、適切に対応してまいります。

【みつなか美由紀議員】

防衛省の説明文書では、演習の内容として「演習の目的に基づき、わが国防衛のための自衛隊および米軍の行動を訓練します。このため、陸上、海上、航空作戦及び統合輸送のすべてを包含した総合的な演習となります」とあります。輸送業務抜きには今回の演習も成立しません。全国屈指の商業港である名古屋港が軍事演習のために利用されるということは、実際の有事の際には攻撃の的になる可能性がより高まるということです。特に、民間船舶を利用して輸送するということは、すべての民間船舶に自衛隊の物資、武器などが積まれているとみなされ、すべての民間船舶も攻撃の的になりかねません。

自衛隊の休息や、物資、水食糧以外の、民間人を危険にさらすことに繋がる軍事物資の輸送を含む自衛隊による名古屋港の利用は許可するべきではないと意見を申し上げて、すべての質問を終わります。